平成２２年（フ）第５６２号
愛知県岡崎市欠町字松塚21番地　パティオ欠町103
債務者　土井　直浩
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
岡山市中区土田256番地８
債務者　花房　孝臣
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８０４号
東京都豊島区南長崎２丁目５－５－103
債務者　齊藤　明美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８０９号
東京都大田区西蒲田３丁目８－23　加藤アパート２Ｆ２号
債務者　田邉美知子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４８６４号
東京都町田市森野２丁目２－46－606
債務者　中村美江子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９１９号
東京都葛飾区東小岩３丁目８－１－103
債務者　山口　修
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９５９号
東京都豊島区目白４丁目12－11－202
債務者　阿部　昌子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９６０号
東京都練馬区大泉町２丁目37－９
債務者　田中　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９６５号
神奈川県横浜市旭区今宿東町1530
債務者　原　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９６６号
神奈川県川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２－７－502
債務者　青木　正弘
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９７２号
東京都八王子市川口町490
債務者　工藤　晴美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９７４号
東京都練馬区三原台１丁目９－２
債務者　高麗　博
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９７５号
東京都世田谷区上馬４丁目14－13－203
債務者　吉永　幸（旧姓劉萍）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９８０号
東京都新宿区北新宿４丁目１－14－308
債務者　浦田　和音
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９８１号
千葉県流山市前ケ崎２－９－201
債務者　宮嶋　友子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９９４号
東京都稲城市東長沼2119－１－105
債務者　高島　法夫
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部